

入札説明書

令和6年12月25日堺市公告第754号により公告した堺市役所本庁舎で使用する電気の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約事務担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室

電話 072-340-2095 FAX 072-228-7063

e-mail kanene@city.sakai.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

堺市役所本庁舎で使用する電気

契約電力 2,000kW（常時電力）

契約電力 2,000kW（予備電力）

契約電力 360kW（自家発補給電力）

年間予定使用電力量 6,713,000kWh

(2) 調達物品の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 調達期間

令和8年2月1日午前0時00分から令和28年1月31日午後12時00分まで

(4) 需要場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本庁舎

(5) 入札方式 総合評価一般競争入札（紙入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「物品調達」業種及び種目「その他 023090 その他」で入札参加資格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日までの間、有効な登録を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規

定に該当しないこと。

- (3) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）（以下「入札参加除外」という。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）（以下「通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 本入札の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。）
- (7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
 - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 堺市電力の調達に係る環境配慮方針（令和6年4月改正）に基づく「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」の提出により、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者であること。
- (10) 需要施設の予定使用電力量を供給するのに十分な電源を確保している者であること。
- (11) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されている者であること。
- (12) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合にあつてはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあつては電力の供給条件が、一般送配電事業者が電気事業法第18条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。

(13) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に案件を履行できる者。

4 日程

(1)	公告日	令和6年12月25日(水)
(2)	質疑締切日時	令和7年1月14日(火)午後5時
(3)	質疑回答日	令和7年1月17日(金) [予定]
(4)	参加申請締切日	令和7年1月21日(火)
(5)	入札参加資格確認結果通知日	令和7年1月23日(木) [予定]
(6)	入札日時・技術提案書等提出日時・開札日時	令和7年2月4日(火)午前10時30分
	提出場所	住所：堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館8階入札室
(7)	落札決定日(審査結果通知日)	令和7年2月7日(金) [予定]

※市の休日とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日をいう。

※本業務についての説明会を実施する予定はない。

5 入札関係書類の配布

前記4(1)の公告日から(4)の参加申請締切日まで、堺市ホームページからダウンロードすること。

堺市ホームページ：

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/oshirase/honchoshaoffsite.html>

6 入札参加資格確認申請及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1の契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請における提出書類等

ア 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書(様式1)
- ・ 組合員名簿の写し(組合で参加する場合に限る。)
- ・ 必要な金額の切手(重量25g以内)を貼付した返信用封筒
(後記(2)の入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する場合に限る。ただし、郵便による入札を希望し、かつ後記(2)の入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する場合は、入札参加資格確認結果通知書の交付と併せて必要書類も交付するため、当該返信用封筒の代わりに、必要な金額の切手(重量150g以内・書留郵便)を貼付した返信用封筒(角2)を提出すること。)
- ・ 電気事業法に基づき電気小売事業者として登録を受けていることを証明する書類(「小

売電気事業を営もうとする者の登録について」の写し等)

- ・ 安定供給確約書（様式2 前記3（10）（11）に掲げる条件に関する書類）
- ・ 供給約款等（前記3（12）に掲げる条件に関する書類）
- ・ 財務諸表（前年度決算書） 紙媒体 1部及び電子媒体

イ 提出期限 前記4（1）の公告日の翌日から（4）の参加申請締切日まで

ウ 提出場所 前記1の契約事務担当課

エ 提出方法 直接持参又は郵送すること。

- ・ 直接持参の場合

上記参加申請締切日までの午前9時から午後5時まで（市の休日を除く。）に持参すること。

- ・ 郵送の場合

上記参加申請締切日までに必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1の契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。提出した書類に関して説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

（2）結果通知書及び入札書類の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書及び入札関係書類を交付する。ただし、入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。（郵送を希望する者は、事前に申し出ること。）

交付場所 前記1の契約事務担当課

交付日時 令和7年1月23日（木）午前9時から午後5時まで

（3）その他

ア 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

イ 提出された確認申請書等は返却しない。

ウ 提出された確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。

エ 確認申請書等に関する問い合わせ先は、前記1の場所とする。

オ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

カ 組合とその組合員が前記「3（7）ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

7 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、前記4（2）の質疑締切日時までに質問書（5入札関係書類の配布に記載の堺市ホームページ参照）に質問の内容を記載し、電子メール又はFAXにより前記1の契約事務担当課に問い合わせること。送付後、速やかに契約事務担当課まで電話をし、必ず到達確認

をすること。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

前記4(6) 入札日時・技術提案書等提出日時・開札日時のとおり
(郵送の場合は事前に申し出ること。)

(2) 入札及び開札の場所

前記4(6) 提出場所のとおり

(3) 入札方法

入札者は、前記(1) 入札及び開札の日時に(2)の場所に出席して所定の入札書をもって
応札すること。ただし、郵便による入札の場合は別途指示するものとする。

(4) 入札に参加する者及び開札に立ち会う者に関する事項

入札に参加する者及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する
場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前
に委任状を提出すること。) 入札会場内への入室は1社1名に限ること。郵便による入札によ
り当該入札者又はその代理人が参加しないときは、当該入札事務に関係のない本市職員が立ち
会うものとする。

(5) 入札金額等

ア 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料
金などの単価を設定することを条件とする。

イ 入札金額の評価は、上記アの単価に基づいて算定された1年間(令和8年2月1日から令
和9年1月31日)に係る電気料金の総額の比較によって行う。

ウ 入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を
加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)
をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか
免税事業者であるかを問わず、上記イにより見積もった金額の110分の100に相当す
る金額を入札書に記載すること。

エ 燃料費調整単価及び市場調整単価を適用する場合は、当該地域を管轄する旧一般電気事業
者が適用する最新の算定諸元又は入札者が独自に定める最新の算定諸元により、令和5年
10月から令和6年9月に適用する各調整単価を算出し、同月の単価とすること。

オ 電力量料金の一部又は全部に市場連動型単価を採用する場合は、令和5年10月1日0時
00分から令和6年9月30日24時00分における同単価を同時間に用いて算出する
こと。

カ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は
入札価格の算定にあたっては考慮しないこと。

キ 入札金額に電力使用実績による割引又は割増し制度を適用する上で必要な受電データ等
の資料並びに別添3堺市版オフサイトPPAに係る仕様書別紙1及び別紙2は、希望者に

対して別途交付するものとする。

ク なお、系統連系受電サービス料金は余剰電力の買取価格（8円/kWh（税抜））に含まないものとして単価及び入札金額を算出すること。

(6) 入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記12(1)～(4)のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(7) 無効となる入札

別記「入札に係る注意事項（WTO政府調達用）」7のとおり

(8) 入札については別記の「入札に係る注意事項（WTO政府調達用）」を熟読すること。

(9) 再度入札回数は1回とする。

(10) 入札者は、積算において使用した任意の「契約単価兼積算内訳表」及び算出根拠を技術提案書提案項目7「単価構成の妥当性」に記載することとし、開札後その内容と入札金額に乖離があると判断された場合、失格となることがある。

9 技術提案書等の提出等

(1) 提出書類

入札参加資格確認の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、「技術提案書等作成要領」に基づき作成した以下の書類を提出すること。

・技術提案書（補足資料含む。） 紙媒体 正1部 副6部及び電子媒体

(2) 提出日時・提出場所

前記4(6)の入札日時・技術提案書等提出日時・開札日時に、前記4(6)提出場所に出席して提出すること。

(3) 技術提案書等の複数案提出の禁止

技術提案書等の提出は入札参加者ごとに1案とし、複数案提出することは認めない。

(4) 技術提案書等の拘束力

本入札において落札者が提案した内容は仕様書に規定されたものとみなし、落札者は契約内容の一部としてこれを満たす履行をしなければならない。

(5) 失格に関する事項

「落札者決定基準」に記載しているため、熟読の上、提出を行うこと。

10 落札者の決定方法等について

(1) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、入札価格と前記9(1)の提出書類に基づく提案内容を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を採用する。

予定価格の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。以下同じ。）について、「落札者決定基準」に基づき提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。総

合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、落札者決定基準において別の定めがある場合を除き、くじにより落札者を決定するものとする。なお、入札参加者から提出された技術提案書等を公平に審査するため、本業務に係る事業者選定委員会を設置するものとする。

その他落札者の決定方法に関する詳細については、「落札者決定基準」を参照すること。

(2) 入札（審査）結果通知書の交付

落札者及びその他の入札参加者に対して、落札決定後、入札（審査）結果を書面で通知する。

1.1 辞退について

入札参加資格確認申請書を提出後、入札の参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出すること。ただし、前記4（6）の入札日時・技術提案書等提出日時・開札日時以後の辞退は認められない。

1.2 入札参加停止等を受けた入札参加者又は落札者に関する事項

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としなない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（1）、（4）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（2）（3）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けた場合
- (2) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた場合
- (3) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）
- (4) （1）～（3）のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1.3 その他

- (1) この調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- (2) 契約保証金 要（落札金額の100分の10以上）。ただし、堺市契約規則第30条の2に該当するときは免除することがある。
- (3) 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約条項等については、前記1の契約事務担当課で閲覧できる。

(7) 提出書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、堺市ホームページ上で入札結果（落札者以外の商号又は名称、評価点等を含む。）を公表するほか、提出書類等は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

(8) 前記3（1）に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課①」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、当該種目の登録申請をしなければならない。

ア 登録審査担当課①

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部調達課 電話 072-228-7473

イ 申請種目

区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」

ウ 申請書類配布方法

電子メールにより資料配布の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課①まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

- ・登録審査担当課メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp
- ・メール送付期限：令和7年1月9日（木）午後5時00分までに必着とする。
- ・件名に「臨時登録希望」と明記すること。
- ・本文に「入札案件名」「連絡先（所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）」を記入すること。
- ・なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課①まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

エ 申請書類提出期限

令和7年1月9日（木）午後5時00分まで（必着）

オ 申請書類提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

① 郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課①まで電話連絡し、到達確認をすること。

② 直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に上記登録審査担当課①まで持参すること。

カ 入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和7年9月30日までとする。当該期間の更新を希望する場合は、別途指定する手続を行うこと。

(9) 前記3（9）に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当

課②」へ「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」を提出し、入札参加資格を有する旨の通知を受けなければならない。

ア 登録審査担当課②

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市環境局カーボンニュートラル推進部脱炭素先行地域推進室

電話：072-340-2095

Eメール：kanene@city.sakai.lg.jp

イ 提出書類配布方法

堺市ホームページよりダウンロード

(<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/ondanka/electric.html>)

ウ 提出期限

令和7年1月9日(木)午後5時00分まで(必着)

エ 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

① 電子メール送信

上記提出期限内に上記登録審査担当課②へ必着とする。

② 郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課②まで電話連絡し、到達確認をすること。

③ 直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時00分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に上記登録審査担当課②まで持参すること。

オ 入札参加資格の有効期間

有効期間は入札参加資格の確認を受けた日から堺市電力の調達に係る環境配慮方針(令和6年4月改正)が改正されるまでの期間とする。

(10) 本件調達に係る契約の締結に当たっては、調達に係る年度予算の成立を条件とする(予算が成立しない場合は、この公告に基づいてなされた行為は無効とする。)

(11) 落札者が、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者と電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結することが契約条件となる。

(12) 電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、仕様書に記載なき事項については、前記3(12)の約款の規定に準じるものとする。

(13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款によるものとする。

(14) 契約時の取扱い

ア 入札金額の算定において、複数の料金単価を使用した場合、各料金単価適用上の取扱いを契約書に定めるものとする。

イ 入札金額の算定において、割引又は割増し制度を採用した場合、その取扱いを契約書に定めるものとする。

(15) 供給関係

ア 契約者は堺市役所本庁舎で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

イ 自家発電設備の停止時には、それによる不足分を合わせて堺市役所本庁舎の総必要電力を安定して供給すること。

(16) 電力供給契約は、地方自治施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

14 Summary

(1) Subject : Electric power used in Sakai City Hall (6,713,000kWh)

(2) Date and time of tender : 10:30AM, February 4th, 2025

(3) Contact: Decarbonization Leading Area Promotion Division

Carbon neutral Promotion Department

Environment Bureau

Sakai City Government

3-1, Minamikawara-machi, Sakai-ku, Sakai, Osaka 590-0078 Japan

TEL : +81-72-340-2095

入札に係る注意事項（WTO政府調達用）

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
 - (1)委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1)入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (2)入札参加資格を満たさないもの。
 - (3)入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
 - (4)入札時間に遅刻したとき。
 - (5)印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
 - (6)代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1)入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - (2)入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3)入札書に記名押印がないとき。
 - (4)入札金額を訂正したとき。
 - (5)代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6)入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (7)入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (8)代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (9)入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (10)入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (11)入札金額が0円以下の入札をしたとき。
 - (12)明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
 - (13)再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
 - (14)鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
 - (15)その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 提出した入札書及び技術提案書等の引き換え、変更又は撤回をすることはできない（本市の指示によるものを除く。）。
- 10 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 11 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便による入札者がいる場合はこの限りでない。
- 12 再度入札の回数は原則1回とする。
- 13 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直

前の入札で無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。

- 14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 16 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
- 17 契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。